

## 個人事業者の方へ

# 「登記されていないことの証明書」について

---

### ▼窓口申請の場合（各法務局・地方法務局戸籍課へ）

岐阜県の場合は岐阜地方法務局に申請してください。

岐阜地方法務局

〒500-8729

岐阜市金竜町5-13 電話058-245-3181

※提出書類は下記「郵送で取得する場合」と同じ

### ▼郵送で取得する場合

#### あて先

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階

東京法務局 民事行政部 後見登録課

電話03-5213-1360

#### 提出書類

#### ①登記されていないことの証明申請書

必要事項を記入し、収入印紙（1通300円）を貼付。

証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」ことです。

#### ②添付書類

##### 1. 証明を受ける方本人が申請する場合

→ ・本人確認書類のコピー（運転免許証、パスポート、住基カード等）

##### 2. 代理人が申請する場合

→ ・代理人の本人確認書類のコピー

・証明を受ける方本人からの委任状

##### 3. 証明を受ける方本人の配偶者または四親等内の親族が申請する場合

→ ・配偶者または四親等内の親族の本人確認書類のコピー

・証明を受ける方との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）

#### ③返信用封筒

宛名を明記、返信用切手を貼付した長3サイズのもの

①～③を上記あて先に郵送してください。

**郵送申請は、十分余裕を持って行ってください。**

ご不明な点は各法務局にお問い合わせください。

**参考** 登記されていないことの証明申請について（東京法務局ウェブサイト）

[https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\\_no\\_02.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html)